

松尾小学校・豊岡小学校
学校統合実施計画

山武市教育委員会

目次

はじめに	1
1 対象校・計画期間・就学区域等について	2
(1) 対象校	
(2) 新校の位置	
(3) 計画期間	
(4) 就学区域	
2 統合準備委員会及び統合準備専門部会の設置	3
(1) 統合準備委員会	
(2) 統合準備専門部会	
3 スケジュール	5
4 統合にあたって配慮すべき事項	6
(1) 学校生活における不安への対応について	
(2) 通学環境の整備について	
(3) 通学区域について	
(4) 学校施設整備について	
(5) 閉校後の学校施設・跡地利用について	

はじめに

この「実施計画」は「山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計画」で示された新しい学区を実現するため、学区の特性を踏まえながら、具体的な取り組み内容について定めるものです。

実施計画の作成にあたっては、「子どもたちの教育にとってより良い教育環境を充実させること」を念頭に作成しました。

学校は、児童が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に、地域の人々にとっても生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であります。子どもたちの可能性を引き出す新しい学校づくりは、学校と地域社会が連携し、協働による学校づくりが大切と考えています。

本市の教育は「学びの感動と、他人を思いやる心を育み 未来をたくましく切り拓く自立した人づくり」の教育理念のもと、「苗半作の教育」をキャッチフレーズに掲げています。その実現に向け、グローバル化社会を生き抜く子どもたちにとって望ましい教育環境を計画的に、かつ早急に整備していき、これから必要とされる『考える力』（思考力・判断力・行動力に結びつく）を備えることにより、今後の社会を生き抜くための力の育成に努め、子どもたちの学びを広げていきます。

実施計画の要点

- (1) 将来的財政状況を踏まえ、現在ある施設を有効活用します。
- (2) 円滑な学校統合を推進するため、学校関係者、保護者、地域の代表者を含めた「統合準備委員会」を設置し、必要な事項を協議します。

1 対象校・計画期間・就学区域等について

(1)対象校

この実施計画が定める統合校は、松尾小学校と豊岡小学校とします。

(2)新校の位置

統合後の学校位置は、現松尾小学校とします。

(3)計画期間

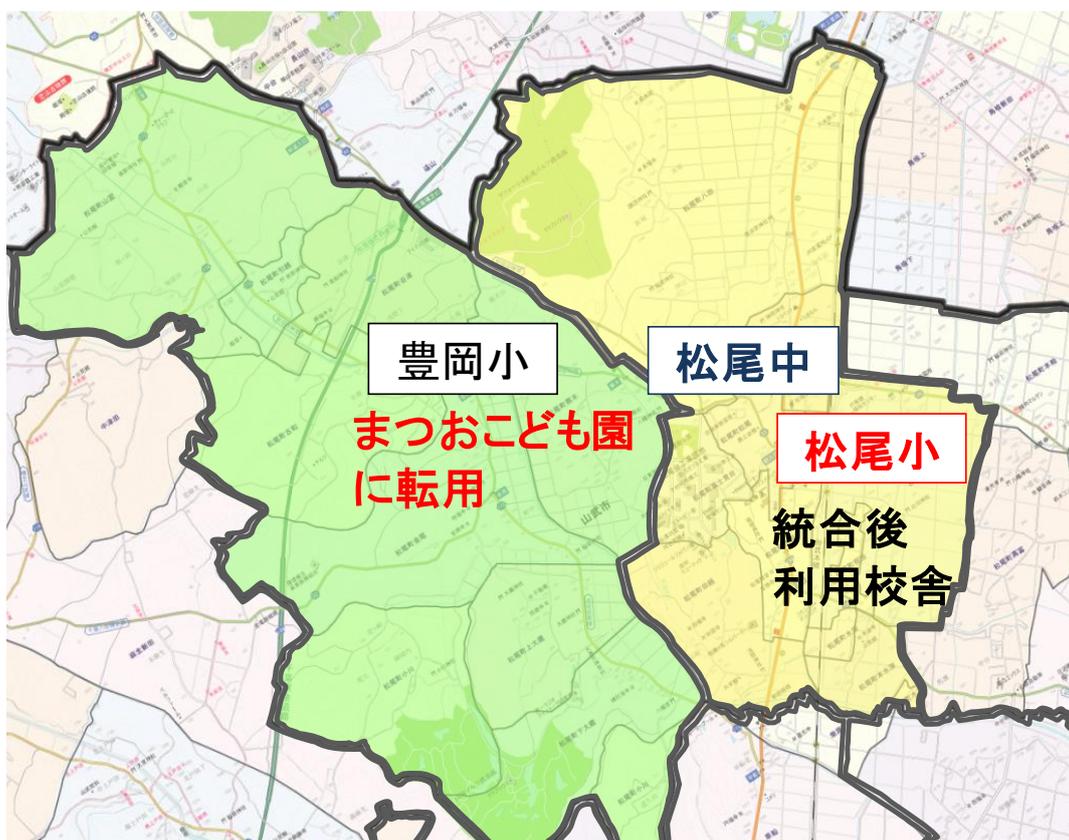
計画期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日とします。

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
統合関係	実施計画策定	統合準備委員会の設置		新小学校開校	※松尾小で開校		
施設整備			松尾小	解体・新校舎建設工事			新校舎スタート
跡地利用			豊岡小	改修工事	まつおこども園開園		

(4)就学区域

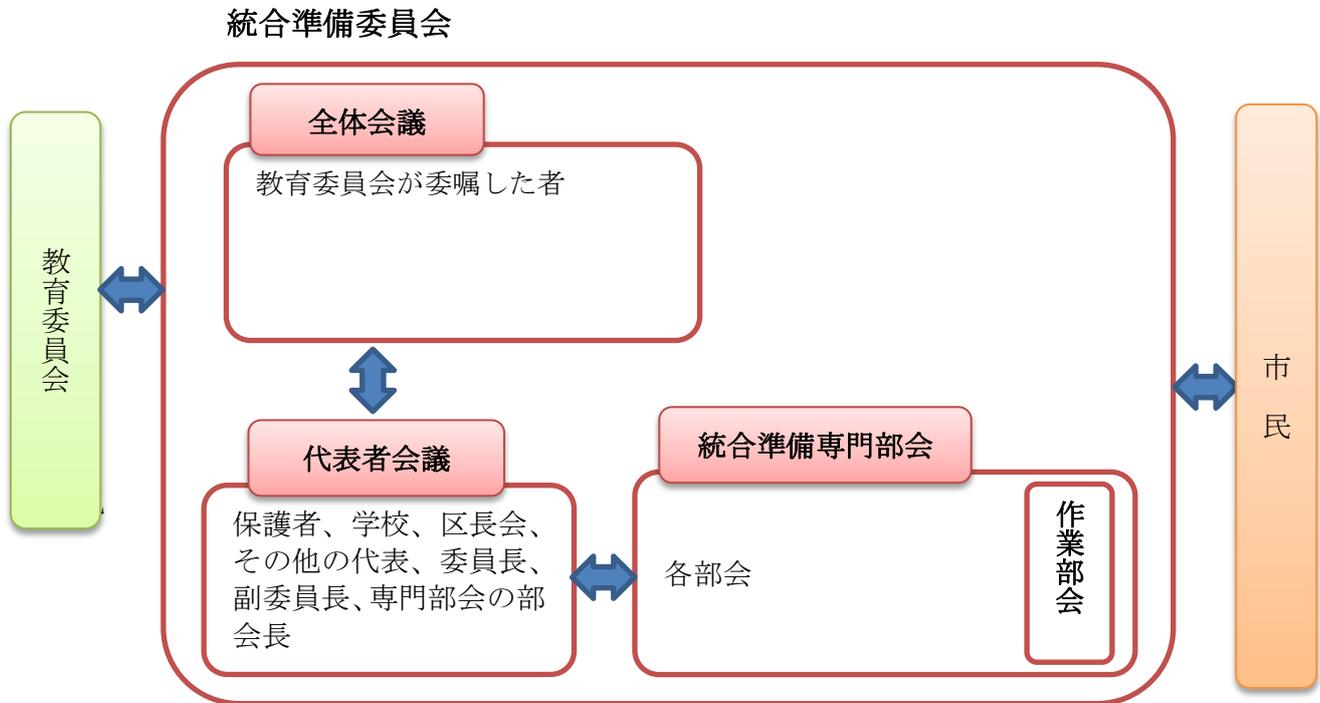
就学区域は、松尾小学校と豊岡小学校を合わせた区域とします。

〔 山室、引越、谷津、古和、金尾、小川、上大蔵、下大蔵、蕪木、八田、猿尾、五反田、祝田、水深、本水深、田越、大堤、松尾、富士見台 〕



2 統合準備委員会及び統合準備専門部会の設置

学校の統合にあたり新校を円滑に開校するため、「統合準備委員会」を設置します。「統合準備委員会」の中で統合に係る諸課題の細部について調査、検討するため「統合準備専門部会」を設置するものとし、十分な理解と協力を得ながら進めていきます。



(1) 統合準備委員会

統合準備委員は、①保護者を代表する者、②学校の職員を代表する者、③学区の区長会を代表する者、④その他教育委員会が適当と認める者で構成します。

統合準備委員会の会議は、全体会議と代表者会議とします。全体会議は、教育委員会が委嘱した者で構成し調整事項を協議します。代表者会議は保護者、学校の職員、学区の区長会、その他教育委員会が適当と認める者の代表並びに統合準備委員会の委員長、副委員長及び統合準備専門部会の部会長で構成し、専門部会の連絡調整を図るものとしします。

統合準備委員会は、統合準備に関する調査及び検討結果について、教育委員会へ報告するものとしします。また、検討内容の周知を図るとともに、市民意見の集約に努めます。

(2)統合準備専門部会

統合準備専門部会の構成については、統合準備委員会で協議のうえ決定します。統合準備専門部会は所掌事項に係る調査、検討業務を行うものとし、その経過及び結果を統合準備委員会へ報告します。また、必要に応じて作業部会を設置することができるものとしします。

統合準備専門部会検討事項

- ・学校名称、校歌、校章等に関する事。
- ・式典行事の計画等に関する事。(開校式・閉校式)
- ・学校跡地利用に関する事。
- ・児童、教職員等交流事業等、学校行事に関する事。
- ・校務分掌、新学級編成、教室配置、時程表、部活動、その他教務に関する事項。
- ・移転計画に関する事。(学校の歴史等の継承、備品確認等)
- ・施設点検、改修箇所等に関する事。
- ・PTA組織編制(規約・役員を選出等)に関する事。
- ・通学路の安全対策等に関する事。
- ・校則、体操服等に関する事。
- ・その他。

3 スケジュール

年度	29年度												30年度											31年度	
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
統合準備委員会	今後の進め方 検討項目の詳細決定				各専門部会の進捗状況の確認												統合に向けた総合点検				閉校式	開校式			
専門部会	学校名称・校歌・校章等の選定・決定方法の検討						校則の策定						式典行事に関する準備												
	体操服指定の協議、導入時期・方法の検討						学校跡地利用に関する検討																		
	通学路の選定(調査点検・協議・要望)及び決定				通学路の整備・登下校中の安全確保に係る体制整備												整備後の通学路、 バス乗降場所等の 安全点検及び試 験歩行・バス試乗								
	PTAの組織再編に伴う調整・交流事業の検討・実施						組織編制・役員選出																		
	通学バス運行方法の決定				運行通路・ダイヤ・乗降場所等の調整・決定																				
	交流事業の計画・開催																								
	校務分掌、学級編成、教室配置、時程表、部活動、行事等の調整、改修箇所の把握												学校保管金の精算 公文書等の保存・破棄 公印ほか事務用品の整備				物品等 移転作業								
移管備品リスト及び移転計画の作成(備品確認等)												学校医等の調整、各種非常勤職員の調整													
教育委員会	予算要求(スクールバス・移転・行事・校歌 校章に伴う経費等)						条例・規則改正						学校の設置及び廃止の届出												
	庁内調整会議及び教育委員会協議会の開催																								

4 統合にあたって配慮すべき事項

(1) 学校生活における不安への対応について

ア 学校が統合する場合、児童は「新しい環境になじめるか」、「新しい友人関係が築けるか」など様々な不安を抱くことが考えられます。統合後の不安や動揺をできる限り軽減できるよう、心の相談員やスクールカウンセラーの活用を図るとともに、準備期間を設け、児童、教員、保護者間の交流活動を実施します。

イ 特別支援学級については、統合学校に引き続き設置するとともに、設備面を含めた教育環境においても十分配慮することとします。

ウ 統合後の学校で円滑に学校生活がスタートできるよう、統合前から在籍している教員を統合後の学校にも一定数配置していきます。

(2) 通学環境の整備について

ア 通学路の指定にあつては、現状確認を行い、児童の安全性が確保できる通学路を選択していきます。また、通学路の安全確保については、特段の配慮が必要となることから、地域の要望を聞く中で、歩道、ガードレール、道路照明などの整備について、関係課や関係機関と調整しながら進め、児童の安全安心な登下校にも十分配慮していきます。

イ 学校の規模適正化・適正配置が行われた場合、必然的に現在より通学範囲が広くなり、通学距離が延びることで、児童が体力的にも精神的にも疲労し、学校生活における学習意欲や様々な活動に影響を与えないように遠距離通学については、スクールバス等の交通手段について検討していきます。

ウ スクールバスを導入する際は、児童の乗車時間が必要以上に長くならないよう、また、学年毎に異なる下校時刻やクラブ活動・部活動、学校行事への対応や早朝登校の回避など柔軟な対応が図れるよう、学校の実情に併せた運行経路や運行計画等を、統合準備専門部会で十分検討していきます。

(3) 通学区域について

ア 統合後の通学距離や保護事情の要件に沿った指定校変更の承認は申請に基づき学校指定に関する弾力的な運用を行います。

(4) 学校施設整備について

ア 松尾小学校の校舎の老朽化に伴い、校舎の解体、新校舎の建設工事を実施します。

イ 学童クラブは、放課後の児童の居場所を確保するため、全ての小学校で実施しています。学童クラブ施設については、学区に1施設が基本のため、学校の規模適正化・適正配置に合わせて、松尾交流館内にある松尾学童クラブをご利用いただきます。

(5) 閉校後の学校施設・跡地利用について

ア 豊岡小学校の跡地利用については、平成31年度にこども園用に改修工事を行い、まつおこども園として利用します。